

元禄・享保期における前期的資本の動向

——近江日野の豪商、正野玄三家の場合——

西川嘉男(遺稿)

【要約】近世における流通過程の研究は、最近漸く盛んになりつつあるが、本論は一近江商人—日野正野玄三家の経営分析を通じて、前期的資本の動向を解明しようとするものである。正野家は、日野売薬業の創始者であり当地有数の豪商であるが、その家業の基礎は初代玄三により築かれた。彼は貞享年間より享保年間に到る約半世紀間、つまりいわゆる「元禄期」の全国的市場形成を見る中で、活動をした新興近江商人の典型であった。それは信越・関東への大衆的商品の持下りから後期には京・大坂へ進出し、貸付資本として成長し、商業活動また薬種と輸入高級織物に限定する。すなわち前期、近江湖東地方を基盤とし、各地の農民的商品経済の発展の上に成長し、これら小市場間或いは三都を結ぶ商品流通を担ったが、なお動揺を重ね、宝永以降、明らかに遠隔地流通機構の担い手となつたのである。本論ではこの過程を通じて元禄・享保期前期的資本の動向を明らかにしたいと考へる。

戦前における近世商業史の研究は幾多のすぐれた業績を残していた。しかしこれらの研究の多くは、流通過程の分析を、全社会構造の把握の為に位置付ける視角を欠いていたといつてよい。しかもその欠陥の指摘は指摘に止まつて、遂に克服されなかつた。戦後社会経済史研究が、農村構造の分析をめぐつて著しく伸展したにもかかわらず、流通過程の研究は立遅れを示すばかりであつた。この数年来、流通史の研究が盛んになつてきたことは喜ばしいが、それは

封建社会の再生産構造を解明する為の必要な要請であつたといふ。小論ではこの問題へ接近する手がかりとして、近江商人の一経営を分析した。前期的資本の展開過程を追及し、その経営内容の分析を通じて資本の内容を明らかにしようとするのである。

さて近江商人については、戦前刊行された多くの地方誌史類をはじめ、菅野和太郎博士の包括的労作「近江商人の研究」があり、福尾猛市郎氏^①等の業績とあわせて、近江商

人についての概括的知識をうる事ができるし、戦後では農村構造の分析を通じて、近江商人の基盤を問題にした今井美智子氏の研究^③などがあるが、特に近年来滋賀大学江頭恒治博士を中心として原田徹丸氏、小倉栄一郎氏等が日野の豪商中井源左衛門家の分析を次々と発表されているのは注目に値する^④。これはかかる経営分析の水準を示すものであるが、本論でも、同じ日野の豪商正野玄三家をとりあげ、その経営内容を分析して、当時における前期的資本発展の方向を辿つてみたいと思う。

日野は、元来蒲生氏の所領であり、氏郷の代には、その「掟十二箇条」の制定に示されるように城下町としての整備が行われ、繁栄を示したことは周知のことである。天正一七年氏郷が伊勢松ヶ島に移封された際、日野商人の一部はこれに随伴して移住し、日野も一時は衰勢にあつたと云われるが、やがて近世社会も安定するや、その商業活動は漸次目ざましく、日野商人の名は、やがて全国に喧伝されるに至つたのである。この過程は、すでに日野町志なり、菅野博士の研究が明らかにしている所でもあり、再び繰返す必要もないであろう。要するに日野商人は楡物・漆器類

のいわゆる日野椀や、売薬業者としての特色があり、もちろん一般的に茶・呉服・太物などの商品を扱つたものであつた。彼等は専ら行商によつて、北国・関東各地へ進出し、後には出店を設け定着するようになったが、その発端はいわゆる「元禄期」であり、当時、諸方へ行商する者が次第に多くなつていたのである。町場である日野が商行為にその生計の手段をかけたとしても不思議ではないが、その後には貞享二年の訴状が示すように、当時甲府領であつた日野村井町では、領主の高免賦課に対して「町並ニ罷在商内仕ゆものは、御皆濟滞申儀は無御座ゆへども、是ハ屋敷高斗持ち、田地持申ゆへ共漸五石三石ならでは所持不仕、百姓町之儀ハ商売も不仕耕作斗の儀にて悉く困窮仕ゆ……（中略）……本百姓之内近年三十人余潰れ、十人余ハ方々へ失敗申ゆ……」^⑤と述べるような情況が存在したことは考慮にいれておいた方がよい。今改めて近江商人発生の原因論をおこなうつもりは毛頭ないが、幕藩封建制下における近江の劣悪な条件が、却つて彼等の商業面での潜勢力を爆発させたと思はれるであろう。ところで一般的にみるならばこの時期の日野商人の活動は行商が主であり、享保年間

以降各地に出店が設置されていく。菅野博士の研究による日野商人出店表^⑤は、享保以前一〇、享保・宝暦二一、明和・享和二二、化・政二七、天保以降四七となつていて、この事情を示しているようである。ところでここでとりあげる正野家の経営は、日野商人の発生から、行商による富の蓄積、やがて各地へ進出し始める元禄・享保期に限られているが、その意味では当代日野商人の動向を典型的に示すものとして考えたからに他ならない。

分析の対象となつた正野玄三家は、現在も製菓業者として繁榮しているが、近世には中井源左衛門家とならぶ日野の豪商であつた。家伝によれば正野家は室町期日野に帰農し、製茶業にも携つたことは、天文三年後奈良天皇に茶を献上し、銘旭山を賜り、それを裏書する天文年間の茶壺が伝来されていることから明らかであるが、以後の事情は殆んど判明しない。しかし正野家家業の基礎が築かれたのは初代玄三(万治二年生)(宝暦八年歿)の時であり、彼は延宝四年「越後江下り始」めて以来、医業に携る旁ら近江商人の一員として素晴らしい活動をおこなつたが、晩年には京大坂にも進出して正野家家業の基礎を定めたのであつた。ところでその発

展は、「惣勘定仕上帳」の分析をおこなつた脇田修の別稿^⑥において概説しているので、ここではそれを要約して以下の分析の前提としておきたいと考える。別稿の結論を述べれば、正野家は次のような発展を遂げている。

玄三は前記の如く、延宝四年始めて商業に従事したが、貞享元年には、古手類時価一七匁八分の僅かの元金をもつて、自立経営を営み、やがて彼の晩年享保一三年には八一・一九兩の元金を自ら書記したのであつた(第一表)。その活躍は同じ日野の豪商中井源左衛門良祐の華々しさはないにしても、日野売菓の創始者として、またその経営内容の変化は誠に興味深いものがあつた。すなわち正野玄三の活動は、ほぼ三期に分つて考えることができる。

第一期 貞享元年～元禄六年 衣料品中心の信越地方
行商段階

中間期 宝永二年 京都にて医業修業時代
第二期 以後 製菓業中心・行商廃止

の三期であつた。以下このそれぞれ、とくに第一期と第二期について、更に詳細な検討を行いたいと考える。

① 福尾猛市郎氏「徳川初期における商業仲間の発生について」

- （『史林』二四巻四号）。同氏「徳川初期における商業仲間の成立について」（『史学雑誌』五〇編七号）。
- ② 今井美智子氏「近世近江の農民経済―特に近江商人の進出と農村構成―」（『日本史研究』二六号）。
- ③ 江頭恒治氏「封建制下における商業資本の在り方」（『封建制と資本制』所収）。
- 原田敏丸氏「近江商人の経営形態に関する一考察」（『彦根論叢』三四号）。
- 小倉栄一郎氏「江州中井家の決算報告法について」（『彦根論叢』三七号）など。
- ④ 『近江日野町志』上 七〇三頁。
- ⑤ 菅野和太郎氏『近江商人の研究』一三三頁。
- ⑥ 脇田修稿「元禄享保期近江商人の一経営」（『説史会五十周年記念論文集』所収）。

—

第一期については、玄三が貞享元年独立して「自分商」を始めた時から、元禄六年医業修業のため、京都の名医名護屋丹水の門に入る迄の時期をさす。ただ第一期の活動と、中間期、宝永年間にいたる間の手代分関東行商は、同質のものであり、第一期より第二期の初めまでは、商業活動の内容としては、一括して考えられるので、ここではそのよ

うにして正野家の活動を考察したいと思う。幸いこの活動の内容は、「惣勘定仕上帳」一冊と、「蔵々算用牒」三冊が保存されていて、概況を伝えてくれる。まず「仕上帳」は脇田別稿に分析したが、年末決算を記載した帳簿であるため、かなり制約があつたが、ほぼ次のような結論をえた。

まず玄三の商活動は、京・大坂・堺また近江などの上方地方と、越後・信濃各地を往来してその間の物産を交換したもので、当時近江商人の典型的な姿を示している。商品としては、古手・木綿類を上方から仕入れ、信越地方へ持下りを行い、該地からは金引、縮などを購入して江戸・京にて販売した。これら衣料品の取扱が太宗であるが、その他漆・蠟・油・たばこなどを信越地方で買入れており、米は信州上田、伊勢桑名と、大坂でも買置をしていた。従つて玄三の活動は、当時各地に成長しつつあつた農民経済を基盤とする地方市場と近江・京・大坂など上方地方とを結ぶ商人として、全国市場形成の一翼を担つたものといえる。彼が少額の資本にて出発し、第一期元禄六年までは、殆んど独力にて彼地と往来し、五九三兩余の元金を有するに到つたのは、資金面では一族の援助もあり、彼の苦心経

管によるものであつたろうが、なお流通網の未整備な当時にあつて、遠地を往来し、多種類の商品を取扱いつつ行つたその活動が、時代の流れに乗つていたことも考えねばならないであらう。すなわちこの期の正野家は、農民経済を基盤とする「元禄期」新興商人の一典型というるものであつた。

以上「惣勘定仕上帳」の分析を通じて、正野家の経営を簡単に眺めてきたのであるが、この結論を更に正野家蔵の「歳々算用牒」三冊によつて検討したいと考える。まず、この「算用牒」は、栗田三郎兵衛分（元禄一―宝永四）、石井加兵衛分（元禄二―宝永五）、芳賀孫兵衛分（宝永五―正徳三）の三冊にわかれてはいるが、いずれも「此帳ハ戸棚ニいつ迄もあるべし」との貼紙を付し、正野家ではこの帳簿を「仕上帳」とともに重視していたことを示している。内容は三冊共、ほぼ同一形式をとつているが、その注目すべき点は、次のようであらう。すなわち、栗田・石井・芳賀の三名は、それぞれ「仕入金」の全額を正野家から出資されていること、売上金は「登り金」として送金され、年末には「関東有高」として在庫品、掛ケ金の調査をおこな

い年間の純益を出し、決算を済ましている。従つて内容も、仕入金渡の明細、登り金明細最後に有高と、三部分にわかれて記載されている。

なお前年末決算の際の有高は、次年度の貸付金（資本）として計上されているが、決済は玄三と各当人の連印・名によつておこなわれている。もちろん先の「仕上帳」との関係は、仕上帳の記載が簡単であり、貸金総高のみを記していたが、若干年度については、内容の一致を確めることができ、^①これによつて、この三名の経営が、玄三より一定の資本を貸与され、独立採算制をとりつつ、正野家経営の一分枝をなしたことを読みとることができる。しかも資本貸与である為、仕入金・登り金に一定の利足を徴していることは、正野家経営方針の実践であり注目すべきである。次に問題になるのは、この三冊が関東行商の内容を示すものであり、従来当主玄三のおこなつた北国中心の行商から、関東に商圏を拡大した際の情況を示すものであつたことである。もちろん他への行商もおこなつているが、年に数回は関東へ赴いたものようである。ただこの三名が正野家の一門であるか、手代であるかは残念ながら確めうる史料

がないが、一応手代と推定しておきたい。なぜなら「仕上帳」に元禄一二年より「両手代給分」四両が記載され栗田・石井兩名をこれに宛てうるからであり、また、同年勘定に始めて関東有金が計上されているからでもある。更に彼等は奉公の末、自立したらしく、孫兵衛分の帳簿の末尾には「乍の年々孫兵衛も自分ニいたし申ゆ」とあり、年を経て独立したことを思わせる。いずれにせよ、この帳簿は正野家経営の一部門を示すが、それが独立した計算によつて行われている為に、当面近江商人行商の動向を示す貴重な史料となつており、とくに関東行商の内容を示すものとして注目に値いするものである。以下これによりつつ経営の分析を果してみたいと考える。

I 経営の動向

(イ) 栗田三郎兵衛分、第二表は栗田の行商成績について、その損益を調べる為に作成したものである。^② 原帳簿では「仕入かし」と「関東ニ有物」を合算した後に「登り金」を指引しているから、現金勘定と売買勘定が混在している。また指引によつて現われた不足高に対しても利息がつけられていたため、次年度の売買収益が実際とは若干喰違つて

いる。従つて第二表は、これを考慮し加工を施したものである。まず損益の項をみるに、関東行商を開始した初年・二年度は、かなり変化があり、かかる表からの計算には限界の存在することを示しているようであるが、元禄一三年（第三年度）より安定した経営を示し始める。ただ元禄一六年・宝永元年の低下は問題で、原因については不明であるが、「勘定仕上帳」でも同様の傾向を示している。しかし宝永二年以降は収益の増加は著しく、とくに宝永四年の七四兩余は注目すべきであろう。販売の傾向もほぼ同様である。元禄一六年・宝永元年・四年の販売高は算出できないが、元禄一六年・宝永四年兩年には販売高・在庫高の合計がわかつているから、在庫高がこの一〇年間に通じて少額で、変化も少いことを考えあわせれば、販売高を推定することができよう。すなわち行商当初の元禄一一年より一二年にかけて、かなり増加を示し、以後は安定して漸増の傾向を示し、元禄一六年には一時的に約三分一減となるが、宝永二年以降目立つて増加していることがわかる。

仕入高は、元禄一二年に二倍以上になつてから、一五年までは一定の傾向をもつていない。しかしつづく二年間に

は半分以下に減少し、宝永二年以降、かなりのテンポで増加する。かくして栗田の場合、仕入・販売・収益のいずれもが同様の傾向を示しており、元禄一六年・宝永元年の停滞と、宝永二年以降の増加となつてゐることが判明した。

かかる傾向は、関東からの送金高と掛残高との関係、つまり売上金の回収率にもあらわれてこざるを得ない。第三表の回収率は、その動向を明瞭に示してゐるであろう。

そしてこのように回収率が上昇してくると、当然年末に手許に残る管の現金高も増加する。今、第三表にかかげた現金勘定の動きは、以上述べてきた動向を明らかに裏書していると言わねばならない。つまり出金と入金との差額、年末決済の際、手許に残る管の現金額も増加するのである。

この表によれば明らかに元禄一六年を境にして、差引残高は黒字に転化し、宝永二年からは急速に増加していることが判明する。もちろん元禄一六年・宝永元年の黒字は、入金が増したにもかかわらず、出金が増した上廻る減少ぶりを見せたからこそ黒字となつたもので、全体として経営の縮小によるものであり、これに対して宝永二年以降は、入金出金ともに著しく規模を拡大してゐるのであつた。従

つて栗田について云えば、明らかに元禄一六年・宝永元年の停滞と同二年を転機として、一応安定した歩調を進めることになつたと考えられるであろう。

(四) 石井加兵衛分。石井についても栗田と同様の検討をおこなうために作成したのが、第四表・第五表である。

全体として栗田の場合と似た傾向を示してゐる。まず第四表によれば、損益は元禄一六年まで激しく変動するが、宝永元年からは多少の増減をとめないながらも安定した収益を得ている。売高をみても年によつて若干の変化はあるが、宝永元年以前と同二年以後を比較すれば全体として、増加傾向にある。仕入高は元禄一三年以降徐々に減少し、宝永元年を最低に、翌二年から六〇両台を前後し、安定性を示してゐる。この傾向は、第五表、売上高の回収率の上にもある程度表示されてゐるし、とくに第五表現金勘定の動態はこれを明瞭に示してゐる。しかも石井分においても差引残高は、元禄一六年を境に黒字に転化するのであるが、更に同年翌宝永元年と、同二年以後とは、かなり内容に相違がある。すなわち同じく増加しているといつても、前二年は、入金高が一七両ほどずつ増加し、他方では出金高

が二六兩・二九兩ずつ減少しているから、入金が増加があるにしても、主として出金の減少によつて、年末残高は増大したものである。これに対して宝永二年の年末残高は、結果的には一―兩弱の増加に終つてゐるが、入金は倍以上出金がほぼ三倍に拡大されている。そして以後は入金増加のテンポの方が早く、宝永五年に至つて二一〇兩近くの現金残高を生みだした。これは売高と仕入高とが宝永二年に一つの転換点を示したと考へてよからう。

かくして栗田・石井兩名の帳簿を分析した結果、次の事実が判明した。両者の行商内容は非常に共通した傾向をもつており、また当時玄三は医業修業中で、商活動は本格的に行なつていないから、この両者の活動が正野家の商活動と見ても差支えないと思われる。従つて正野家はこの記載に関する限り、商業経営は元禄末年までは激しく変動しながらも収益を確保していたけれども、元禄末年から宝永初年に移る間、不振に陥り、これを仕入の縮小によつて切り抜け、宝永二年以降は、急速な立直りを見せ、発展を示したということが出来る。

II 経営の内容

正野家の経営の動向は、以上の通りであるが、その急速な発展は、いかなる条件に支えられていたであろうか。当時、全国的な市場が形成され、農民的商品経済は領主的商品経済をようやくしのぎはじめようとしていたが、かかる時、正野家も先進地域畿内商人の一員としてまた全国的市場の形成に向つて活動していたのであつた。

この問題をまず仕入の内容とその推移から検討しよう。次の第六・七表は、栗田・石井の仕入分について「算用牒」を整理したものである。記載は京・大坂・中郡仕入と薬・腕の代などと記しているが、まず仕入先の判明する分から検討すると、仕入先は京・大坂・中郡の三ヶ所が主であり、他に紀州などが含まれている。このそれぞれについて取引商品の判明する分をあげると、京都については元禄一五年栗田分は十一屋金四郎^⑧から購入した分と、宝永三年に古物を買付けたもので、十一屋よりの仕入商品は後述するように高級織物と推定しうる。大坂については栗田の元禄一二年分が刀屋・吉野屋^④から仕入れられている他、石井の一三年分が太物を仕入れている。従つて京・大坂の仕入は織物・古着・古物類の仕入であろうと考えられる。この衣料品は、

正野家の初期における重要な商品であつたらしく、栗田が四ヶ年にわたつて布晒賃一両前後を支出していることや、

片山半兵衛からの買入れが「帷子・細物類」であることも付記しておこう。次に中郡仕入分であるが、中郡とは近江湖東一帯、蒲生・神崎・愛知・犬上の四郡をさし、近江商人の最も広汎に輩出した地域であり。日野商人にとつても地盤であり、そこでの取引関係は、重要な比重を占めているが、内容の明らかかなものは、町屋村の「あや」約一三兩があるのみで他は不明である。しかし地名記載のない分、漆と碗の代金は、恐らく日野碗の生産と関係をもつと推定しても差支えないであろう。漆は栗田分では元禄一五年に一五兩二分、同一六年に金三分と銀四匁、宝永元年に五三兩一分、銀八匁とかなり大量の買付けをおこなつており、その漆は宝永元年分については名古屋・日野の両地で売払つたことが判明する。漆を原料とする碗については、日野がいう迄もなく主産地であるから、各人共碗の購入をおこなつている。かくして明記されている商品だけをみても、元禄・宝永期の取扱商品は織物・古物・碗・紙・薬など極めて多様であつた。これらの雑多な商品を取扱い、関東行

商をおこなつたのであるが、先にみた経営收支の変化と内容を次に考察してみなければならぬ（第八表）。

まず中郡仕入についてみよう。第六表は栗田分仕入商品の推移を示す表であつたが、元禄末年から宝永元年にかけて経営の危機にあつた際、その切抜策として、最も明瞭に現われるのが、中郡仕入の切捨てであつたことは注目してもよいであろう。すなわち、元禄一六年の雑仕入額は約一六兩であり、その中に若干中郡からの仕入が含まれているかも知れないが、宝永元年には約四兩の雑仕入しかないから、同年の中郡仕入は皆無状態であつたろう。宝永二年は一五〇兩余、「仕上帳」には明らかに中郡仕入が記載されているから、ここでは再び中郡仕入が行われたと見てもよい。つまり経営が危機に陥り、緊縮策をとつた元禄一六年・宝永元年において真先に整理されて皆無になつたのが中郡仕入であつたということである。

いつたいこの事実は何を物語つているのであろうか。既に述べた如く正野家は上方地方を基盤として、信越・関東地方に行商したのであつたが、それが近江地方の経済的発展、とくに湖東地方では茶・蚊帳・晒など特産物生産も

行われ、農民層分解も寛文段階には進行して水呑層を輩出し一の小市場を形成していたと考えられるが、これを基盤として成長したことは疑いない。しかも宝永年間以降は明白に遠隔地商人として転換をしていく。もちろん第一期の行商形態も、かかる農民的小市場を基盤とする遠隔地商業であつたが、宝永期を転期として文字通りの隔地間流通機構のトレーガーとなるのであつた。すなわち元禄末・宝永初年の経営不振の際、中郡仕入を切捨てたことは、第一期の経営基盤となつた農民経済から徐々に離脱する傾向を示したものと云うべく、やがて宝永二年玄三の法橋叙任を契機として、先の大衆的商品の取扱、行商を廃止する方向を辿つていき、以後薬種・輸入高級織物を中心として取引を行うのであつた。この間の動向は芳賀孫兵衛分の経営内容によつて知りうるが、織物・古物類の比重は低下し、正徳三年には薬種は孫兵衛取扱商品の八〇%を占めるに到つた。この数字は、ほぼ正野家の商活動の情況を示しているといつてよいであらう（第九表）。

かくして正野家は「元禄期」農民的小市場の成立を基盤として抬頭し、遠隔地商業に従事したのであつたが、流通

機構の未整備もあり、動搖を回避しえなかつた。しかし宝永初年を転機として、遠隔地間流通機構のトレーガーとして明確な転換を図ることになつた。それは宝永二年法橋叙任を契機とし、日野売葉の創始者としての条件に支えられて、正徳年間にはその転換を完了して、一層の発展をもたらしたといふことができる。

① 宝永元年分については、石井加兵衛分七九兩二分二朱、一匁一分、栗田三郎兵衛分一六三兩二分、一七匁三分を年度末決算にしているが、端数は除き、仕入帳では二四三兩「関東ニ有リ」となつてゐる。

② 記載例として、元禄一二年分を掲げておこう。

卯之歳勘定

一金六拾九兩貳分 銀貳拾匁壹分五リ

寅ノ年ニサン用シテ卯ノ暮ニ請取可申はず之金子也

一金貳拾兩 寅十二月五日 中郡冬仕入

一金貳兩三分 銀三匁 十四ヶ月利足

一金貳兩 正月拾貳日 腕ノ仕入 左兵衛ニ

金老分 銀六分 十三ヶ月利足

…(中略)…

合而 金貳百七兩貳分ト銀貳匁八分五リかし高

登り金請取口

一金貳兩三分 五月廿七日

銀拾三匁貳分 八ヶ月利足

一金拾兩貳分 七月廿六日
金貳分銀貳匁八分 六ヶ月利息

…(中略)…

合金百貳拾五兩壹分 銀貳匁 請取

右引テ一金八拾貳兩壹分銀八分五厘不足

金九兩三分 銀七匁三分 来年拾三ヶ月利息

合テ金九拾貳兩 銀八兩壹分五厘 かし

関東ニ有高

一金百七兩 銀六匁三分

一金四兩壹分 銀三匁三分

合テ金百拾壹兩壹分 銀九匁六分

内金九拾貳兩 銀八匁分五厘

前ノ不足かしヲ引テ見テ

金拾九兩壹分銀壹匁四分五厘

卯ノ儲

右之通之勘定故金百拾壹兩壹分ト九匁六分ヲ辰ノ暮ニ請取申

はず也

亥 三(印)

三郎兵衛(印)

③ 十一屋金四郎とは享保年間も密接な取引があるが、延宝九年日野綿向神社石橋を寄進した四軒の間屋の一員に十一屋四郎兵衛があるが、金四郎もその縁につながるとすれば十一屋金四郎は日野出身である。

④ 刀屋は不明、吉野屋は享保年間の取引先と関係があるやに思われる。その他片山半兵衛などの商人については判明しない分が多い。

二

宝永・正徳年間、正野家が既に初期の行商形態を廃止して京・大坂へ進出を行い、更に商業活動の内容もそれにもなつて、日常的な一般の商品から、薬種を中心とする特殊な品目に集中される変化を示していつた。この変化は正野家という日野売薬の創業者であるだけにかなり特殊な内容を有していると考えられねばならないが、それにもかかわらず、この経営の推移が、当時の一般的動向を反映していることも、あながち否定しえないのではないかと考える。もちろんここでは現象的に経営の変化を指摘するに止めねばならないが、その意味では、享保期正野家の経営は、かような動向を端的に示す好例であるといえよう。従つて本章では第二期とくに享保期の経営を次に検討しておきたいと考える。

周知の如く享保期は、幕府が享保改革とよぶ一連の改革政治をおこなつた時期であつた。現在ではその改革が、単なる武断的緊縮政策であつたという以上に、商業統制の点でも多大の影響を与えたことが判明している。通貨政策、

仲間統制等々は、当時の商業界に大きな影響を及ぼし、良きにせよ悪しきにせよ「元禄期」の幕を閉じたのであつた。この中であつて正野家の経営は、どのような推移を示したのであろうか。概況を略記すると、先章の諸帳が作成された宝永末年から、かなりの変化を示している。玄三の法橋叙任にともない、宝永二年より、米油干鰯類の商内物は「今年ヨリ止メ申覚悟」と「仕入帳」に記していたが、その後も若干続いたにせよ、経営の転換は享保期までに完了した。「惣勘定仕上帳」によつて気付いた点を列記すると、その事情が明らかになるであらう。

(1) 決算赤字過多の為惣勘定を行つていない年が多いこと、宝永五・六・正徳三年の各年、また五年より享保九年迄は、資産の総額概算のみとなつてゐる。

(2) 原因は市橋家への大名貸焦付分、米相場の失敗、金銀交替による変動があげられるが、このそれぞれが当時商業資本の直面した問題であることは云う迄もない。従つて正野家は経営転換にかなり苦しんでいたとみられる。

(3) 大名貸記載の最初は宝永三年であり、「関東掛」が現われているのは、同四年を最後とする。従つて業態でい

えば、一般行商は、正野家では徐々に変化してゐたこと、従来の北陸・関東行商は中止して、その活動は京・大坂への進出、そこに主力を注いだと見ることが出来る。ただ大名貸はやむを得ぬ事情でおこなつたことは、宝永三年の記載に「只今迄御用ニ立申多クハ必ス無用之事、大名指引心苦勞君子ノサノミ好ム所ニアラス」とあることによつても明らかで、以後焦げ付きが問題になつてゐる。

以上の点から判明するように、この宝永・正徳期の不況をのりきつた所に、享保期の展開があり、それはまた前代の問題を解決する打開策としての経営がおこなわれたと考へることが出来る。そこで、次に享保期の諸帳によつて、経営分析をおこないたいと思ふ。

I 資本構成

まず最初に享保一七年の資産構成を検討することによつて、正野家の資本の性格を考察する。第一〇表は同年「金銀指引牒」^①を中心に作成したものであるが、これによつてほぼ正野家の概況を明らかにすることができよう。初めに各項目の内容を、第一〇表の理解に必要な程度において説明してゆきたい。

貸付金の内、御用貸とあるのは、専ら殿様とよばれた水口城主加藤家に対する仕送金で約一二〇〇両程であり、他は近村駒月村支配武嶋三十郎、加藤家家臣に対する家中貸などである。御用貸の比率はかなり多いが、それが業務の重要性からすれば低度であることは云う迄もない。既に仁正寺領主市橋下総守への貸付が不良で、最小限に押えていたのであるがここでも元金据置の不良貸付である。なお同種のものとして、享保一一・一二・一四年にみる寺尻村における七〇両の貸付は「惣かし」「御用金」「惣役人形金」と名称こそ違うが、領主の借金を庄屋・肝煎らが保証した貸付金と見ることが出来る。商人貸、家質貸は云う迄もないが、過上貸と大晦日帳掛高は、主として京・大坂・堺の特定の得意先との間に生じた貸借関係で、商人貸の如き証文授受による金銭貸借ではなく、取引上の貸借関係であり、前者は特に特定の商人との間の信用取引により生じたものと考えられる。立合代物とある商品高は、金蒸気・黒孺子・無地海気など輸入高級織物と、「大坂買置薬種六品」とか「堺買置薬種十七品」あるいは「日野屋甚右衛門九品」と表現される薬種である。これらの商品は従つて輸入品で

あると考えられるが、立合代物の立合は、それが入札制によつて取引されたことに由来するものであろう。京・大坂・堺の唐物取引は、少し時代は下るが、享和三年の取極の如く、入札制によつたものであるから、正野家はそれによつて薬種類を購入しようである。その一例として享保二〇年一月一八日付「覚」によれば小西弥左衛門分立合代物八種の合計一〇貫目余が「薬種預ヶ高」として記載されていたが、正野家の代銀送付により決済されているようであるので、これは堺の薬種商小西弥左衛門の購買した商品を改めて買付けしたと考えられるが、その間に特殊な取引関係のあつたことは否定しえないと考える。つまり正野家が直接に貿易商人ないし薬種問屋として、輸入品の購入をおこなつたことは判明しないが、特定の代理店による取引があつたとみてよいであろう。預ヶ代物は委託販売品であり、有物は棚卸高のことである。土地家屋については、京大坂の持屋敷については資産評価をおこなつているので数字をあげるのであるが、家屋は家質分の質流れによつて集中したものと思われるが、享保九年の妙知焼には、持家三ヶ所、家質八ヶ所の焼失にあつている。同一〇年から持屋敷

の評価が「仕上帳」でおこなわれるので、ほぼ享保年代に入つて、不動産への投資が顕著になると考えて差支えない。屋敷は大坂がもつとも多いが、京都にも二・三持屋敷があつた。第一一表は享保一四年の大坂持屋敷表である。以上概略、第一〇表の検討のために必要なことを述べた。

さて次にこの表の検討をしなければならぬが、まづ第一に気付くのは、貸付金が四四・一％という数字である。

これは正野家の貸付資本としての性格を示している。もちろんこれには一般商人に対する貸付けが中心であるが、とくに家賃貸が多いことは、火難による不時の損害はあるとしても、なおこれが貸付の上でもつとも確実な方法であるとして採用されたことを示して興味深い。更に持屋敷の増加は、資本増加の投資対象として不動産取得が問題になつてゐることを考えあわせ、享保一三年には資産八千余兩の財産を築きあげた正野家の展開が、主として貸付ないし不動産取得による家賃収入に向けられていたことを知ることが出来る。第二に商業活動であるが、これも当然活潑な動きを示している。薬種の場合、自家製造の売薬原料として購入されたものと思われるが、一方では仲買的活動も

おこなつていたらしく、高級輸入織物の購買とともに商活動をおこなつていたと考えられる。もちろん薬製造は、正野家の基本業務であつたから、同家はこの時期には製薬業と、それに伴う唐物の売買を主業務としていたといえる。従つてこの資産構成を見る限り、正野家は製薬を中心とし、それに付随して輸入品たる薬種・織物を取扱う問屋資本に成長し、同時に貸付資本としての機能を増大せしめていたと考えられる。既に元禄期の多種類商品を取扱う行商は全く影をひそめ、かかる在地の農民経済においた基盤を、都市に移した遠隔地商人に変貌したのが、享保期正野家の姿であつた。

Ⅱ 享保一七年の資本構成で眺めたところは、享保一〇～元文六年の一七七年間に残存する「金銀指し牒」十冊によつて作成した第一二表に示される如く、ほぼ同様の傾向を示している。内訳を見れば、とりわけ貸付が多いが、商人貸は享保一四年二二・三％、家賃貸は二〇％前後を維持している。合計すると四一～五五％余を占める。また持屋敷も同一四年まで二五～三〇％を占めていた。従つてここではその内容を、対象とした商人を紹介することで追求したいと

考える。

まず商人は京・大坂・堺三ヶ所の商人であるが、中で大坂商人が多く、商人貸・家賃貸合計高の六七〇八二%を占めている。ところでそれらの性格はいかなるものであろうか。取引関係のあつた大坂商人は一七名であるが、その内で判明するものを次に掲げてみたい。

日野屋九兵衛 今橋西詰 京積債物買問屋・菱垣廻船問屋^③であり、明和九年には綿買次積問屋古株一人の総代、安永一〇年頃には毛綿仕入積問屋江戸組仲間の一員にその名が見える^④。享保一六年に買米を命ぜられ、宝暦一一年には五千兩の御用金を指された富商であり、^⑤いふ迄もなく日野出身の問屋である。

近江屋勘兵衛 河原町難波橋筋 両替商 宝暦七年に和泉屋五郎兵衛との不正行為を摘発されている^⑥。正野家と共に水口城主加藤家の仕込人。

近江屋喜兵衛 道修町一丁目 藍問屋^⑦ 享保一六年に買米を命ぜられ、宝暦一一年に御用金三千兩の指定をうけた^⑧。

近江屋太右衛門 正野家とは宝暦六年養子縁組、大阪での取引中最も密接な関係を有するも不明。

近江屋儀兵衛 近江屋太右衛門分家。

福島家妙正 鴻池妙正、鴻池の一族か。

京都

菱屋五左衛門 松平甲斐守御用呉服所^⑨ 長崎問屋 糸割符商中に多い菱屋の一族であろうか。

大黒屋善四郎 室町下立売 両替屋。

右の兩名は十一屋金四郎の口入によつて借金している。

「金銀指引牒」に口座をもつていた商人、すなわち中村勘兵衛・柏屋治兵衛^⑩・十一屋金四郎^⑪・井筒屋久兵衛・谷口内匠らの名前は「京羽二重」「京羽二重織留」などに見出されない。これらの書物には屋敷所付の商人だけでなく、長崎糸割符商人をはじめ諸問屋商人も記載されているから、右の五人は問屋ではなかつたとしても、相当有力な商人層であつたと考える。

堺

小西弥左衛門 薬種商

小西如清の分家で、享保六年の「薬種屋覚」には「四代商売仕^⑫」と註記されているように老舗薬種商であり、享保七年には小西清左衛門と共に和薬真偽改問屋として薬種改会所において検分方を勤めている^⑬。

以上が正野家と取引関係のあつた商人であるが、堺小西家などを除くと、日野商人の縁故を通じて取引が行われた

と見る節も多く、ほぼ都市中堅問屋であり、かつ業躰の上からはかなり巾の広いものとなつていゝといふ。また同様のことは家質貸・持屋敷についても考えられることであり、大坂持屋敷の場合、例えば讃岐屋町の持屋敷は、まだ家屋を建設してないが、一応家守として石川屋地兵衛なる者を置いてゐる。その他、家屋敷は間口はいずれも七〇二〇間という大きさであり、奥行は大抵の場合、町割によつて決定されるから、判明しないとしても一応問題外とするが、そのそれぞれが裏店ではなく、かなり大きな商家と考へてよいであらう。とくに享保一七年持屋敷になつてゐる堂嶋屋敷は、同一四年までは近江屋太右衛門分の家質に入つており、それが質流れ、もしくは売買によつて正野家に入つたものと思はれるが、この屋敷は蔵屋敷である。従つて正野家の持屋敷は、一部には小商人・職人などによる裏店借とした屋敷もあらうが、大半は家質の抵当流れであつたと見てもよく、かかる中堅的商人層との貸借關係によるものと見て差支えない。従つて正野家は自身京大坂に進出するとともに、その中堅問屋層の中に貸付資本としての位置を定着させていたと考へられるであらう。

以上、享保年代の正野家の經營を眺めてきたが、最後にこれらの經營が實際どのような情況にあつたかを検討してみたいと思ふ。その為指標として利息率をとりあげておこう。

商活動による利潤率を算出することはできないので、判明する限りで商人貸と家質貸の利息率をあげておこう。第一三表は商人貸利息収入高を表示したものであるが實際よりは稍少い。利息を「惣目録ニ而指引」した場合とか、次年度に複利合計を貸付けた場合とかが含まれてゐるからである。この点を考慮に入れて表をみると、享保一四年までは、ほぼ六〇九%の利廻をあげてゐる。この数値は、中井信彦氏の研究による甲州下井尻村の依田家が、享保八年に二割近い利廻りをあげたのには及ばないが、同じ大坂では鴻池家が元禄年間に示した七%、宝永元年の六・五%という利廻りには匹敵するものである。¹⁰⁾

家質貸については、全体の統計をとることはできないので、第一四表では二・三の例をあげた。これだけの材料から推断するのは若干不安を感じるが、ここでの数値七〇一〇%程度の利廻りはほぼ確保されていたと見ても差支えない。

ない。第一五表家賃収入は、年間見積価格の七〇〜一〇〇%前後であつたと推定される。しかし屋敷購入に際して町役・諸祝儀などが計上されているが、この場合は一応問題外としても差支えないであろう。家屋敷の売買によつて利益を得ることも考えられるが、その点は不明である。かくして享保期正野家の発展は、貸付面においても順調に保証されていたと見ることができるのである。

以上で享保期正野家経営について眺めてきたところを要約すれば次の如くであろう。すなわち正野家は、宝永年間以降、遠隔地商人として性格転換を遂げたが、享保期には明らかにかかる問屋資本として確立し、同時に貸付資本としての機能を増大せしめていた。その基盤は、もはや各地の農民経済による小市場ではなく、京・大坂・堺、とりわけ全国市場の中心にあつた大坂に自己の活動の本拠をおき、この地の中堅的問屋商人との取引関係のうちに一割近い利潤をあげたのであつた。

① 享保一七年金銀指し牒について記載例の一部を提示しておこう。

殿様

子ノ正月御貸上同極月御返金

- 御證文書通之表
年志樹ノ定
- 一金千貳百五拾五兩貳分
此利 百廿五兩貳分 貳匁九分五リ
元金ノ内百拾八兩三分 子霜月廿一日ニ
三匁三分八リ七 請取申付
- 丁並御用 月志表貳
一金拾壹兩 亥十一月御貸上 子十月御返金
此利金壹兩貳分拾貳匁九分六リ
同断 月志表貳 元ハ借シ居罷成
月志表貳 利斗リ請取申付
一金四拾九兩 亥十二月御貸上 子十一月御返金
此利 金七兩二分八匁四分四リ 十三ヶ月
右之利金請取元借シ居罷成付
- 中村勘
内 一百拾三兩 長井伊豆守様へ加入
核手形一通借由ニ有
- ① 一銀三百拾五匁 丑二月亥三堂入申付則中村書付並三堂ニ有リ
- ② 「三方申合仮法条目并仲ケ間申合双方印形帳」『堺市史』史料篇三。
- ③ 「諸組合仲間問屋規約」『浪速叢書』九卷六〇頁。
- ④ 菅野氏前掲書九〇頁。
- ⑤ 『大阪市史』第一卷九三一頁、第五卷七八〇・八三七頁。
- ⑥ 『大阪市史』第一卷八一四頁。
- ⑦ 菅野氏前掲書九八頁。
- ⑧ 『大阪市史』第五卷七九〇・八三七頁。
- ⑨ 金銀指し牒による。

⑩ 取引関係に紙が多い 紙商か。

⑪ 第一章③参照。

⑫ 『堺市史』第一巻五四頁別巻八五九頁、史料編三卷八九一頁など。

⑬ 中井信彦氏「商人地主の諸問題」『明治維新と地主制』所収。

三

前章では享保年代の状況を眺めてきたが、時期的には享保・元文期は、商業活動にとつてはかなり変動があつた。

享保三年の新法実施は徐々に貨幣相場を安定させたけれども、他方通貨の収縮は、都市の商況、とりわけ銀目遣いである大坂の市況に対して甚大な影響を与え、享保中期以降はその影響が著しくなつた。このような情況の中で、都市前期的資本がギルド化していくようであるが、それは一の対応を示したものであろう。従つてここでは正野家の動向を概観し、元文年間へかけての性格変化を見通しておきたいと考える。

I まず全般的な経営の概況をしるために、再び第一二表を検討してみたいと考える。それらはほぼ一〇数年間の異動であり、この変化をもつて全般を律するにたるものでは

ないが、大凡の傾向を知りうるであらう。

商人貸は、元文二年四年五年にそれぞれ増大しているがそれは加州米切手を担保とした近江屋太右衛門への貸付であり、この例外を除けば、ほぼ一定の調子で漸減していつたと見てもよい。家質貸は享保末年をピークとして、その後急速に減少・消滅する。しかも持屋敷も、享保一二年以降減少を続け、元文二年に異常な膨脹を示して、同五年にはなくなつている。以上の内容はそれぞれについて、特殊的情況を含んでいと思われるが、概況として云えることは先に商人層に対する貸付ないしその結果発生した屋敷所持が、享保から元文にかけて減少したということであらう。ただこれらの貸付けの中で、御用貸のみが、享保一〇年の九・五％から元文六年の四四％へと、多少の増減を伴いながら逐次増大していたことは、全般的に貸付を縮小する中で、例外となつているが、通常知られているように領主との関係において、やむをえざる増加であつたと考えたい。

これに反し、商業経営関係の比重は、享保一七・八年をピークとして、元文二年には谷となつているが、それ以後

は目立つて増大した。このことは貸付面の消長に逆に対応したものと云える。明らかに享保中期以降は、元文初年の一時的不振を除き、商業経営は順調に発展をとげたともうるのであろう。かくして正野家の経営は貸付けから商業経営にその重心を移していることが明らかとなつたが、その内容はこの段階では既にかつての行商時代の大量の商品ではなくして、輸入品を中心とする高級織物・薬種を取扱つたことは先述した通りである。しかもその商業活動はかなりの変化を示している。過上貸・立合代物・預け代物の変化は、その商法の変化を反映していると考えられるが、第一六表についてみると過上貸については享保一四年が最高となり、元文四〜六年で少し伸長している程度であるが、立合代物・預け代物を比較した時、両者の関連は、かなり密接なことに気付く。享保一四年には一四貫匁以上の預け代物があるが、同一七・八年にはなく、同二〇年・元文二年でも三〜八・五%という低さである。その反面、立合代物は五五%前後を占めているが、元文二年から四年にかけて三三・八〜八・六%と急速に減少すると、預け代物は元文四年で五六・一%、同六年で七〇%とまことに増大する。

つまりこれは両者が互いに密接な関連をもつていて、逆比例の消長を示していると云えよう。立合代物が予想されるような投機的内容をもつものとすれば、享保末年には正野家はかなり投機的に立合代物を取扱つたと考えられるが、元文年間には預け代物——委託販売に力点をおいたと云える。それが、元文年間への市況安定を反映しているものであるか否かは今後の問題であるが、かような変化を示したことを指摘するに止めたい。

以上で正野家が享保・元文期において、まず貸付面より商業活動に重心をおくようになつたこと、次に商活動にも変化の徴候を見出しうることを述べた。従つて、そのそれぞれについて更に詳説したいと考える。

(1) まず第一の転換は、貸付機能の癱痺ということが主因であろう。前掲第一三表によれば商人貸の利息収入状態が判明するが、元文年間に至つては殆んど問題にならない。また享保一七年には、すでに京都関係約四二〇両が古借になつていて、元金が焦付化する傾向さえ現われていた。

御用貸についてはこの時期に増大の一途を辿つている。大部分が水口城主加藤家に対するもので、正野家は大坂の

両替屋近江屋勘兵衛と共に加藤家の仕送人であつた。^① 第一七表は貸付総額であるが、年々増大している。利率はかなり高く、利息総額で一五一〇兩と二二九匁六分一厘になつている。この間、享保一八年、元文六年など替替がおこなわれているが、後者では貸付残高二八三三兩と滞納利息四六一兩余りが一五年賦にされている。通常大名貸はずでこの時期では元金返済は望むべくもなく、利息による元金回収を前提とするのが常識であつたが、ここでもほぼ同様であり、正野家が必ずしも歓迎するところではなかつた。^② 他の武嶋三十郎の場合は第一八表の如くであるが、享保初年には返済・利息納入ともに順調であるが、八・九年頃から悪化している。利息はもちろん物成米受取金すら一部不足する年が出はじめ利息滞納高は増加する一方で、一三年には早くも二〇〇兩余の年賦金とし、同二〇年には約三四〇兩を十年賦となした。ここでも領主財政の窮乏は顕著である。もつとも同年頃は米価低落の目立つ時期でもあるが、それにしても漸く領主財政の危機が進行していたことは明らかであろう。

(2) かくして貸付面の停滞をのべたが、ここでは次に商業

活動の変化を、正野家と取引関係をもつ都市前期的資本を分析することで裏付けておきたい。

正野家と何らかの関係のあつた商人二五名をとりあげて、この問題を具体的に追求したいが、彼らは正野家との関係により、ほぼ次の五つのグループに分類することができる。

(A) 商人貸の対象、(B) 家質貸の対象、(C) 商人貸と家質貸の対象、(D) 過上貸と兩代物の残高をのみ有する商人、(E) その他

(A) グループは第一九表の七名である。そのうち利息を滞りなく支払つたのは、井筒屋久兵衛と日野屋九兵衛で、近江屋儀兵衛及び吉野屋七兵衛も返済期限内にまで支払つている。中村勘兵衛は享保一二年まで、谷口内匠は同一二年から一四年までの期間だけ納めており、その後は両者とも滞納している。十一屋金四郎に対する商人貸のうち、享保一年の五貫匁が真木五郎右衛門への口入分で、同一四年には二五貫匁が彼の口入あるいは真木の口入による貸付である。

十一屋には享保一四年に黒孺子・金照氣・無地海氣あわせて銀一四貫匁の唐織物が委託され、同一二年には銀六貫匁の貸付が縮緬六貫五匁五厘によつて「質入替」されている。従つて享保一四年以降の貸付においても、ある程度商

品と差引されたのではないかと考えられ、彼の場合、他の商人とやや性格を異にするが、一応(A)グループに含めた。

元文年間には彼も利息を滞納している。ところで(A)グループの中で、正野家と多少とも特別な関係にあつたのは、十一屋と近江屋儀兵衛の二名である。けれども十一屋は享保中期に貸付の世話を行つただけであり、近江屋は第二章にのべた如く、近江屋太右衛門の別家か分家と思われ、その関係で取引が行われたようで、一体に(A)グループについては余り関係が結ばれたとは云えない。

(B)グループは家質貸の対象となつた商人は一名であるが、第二〇表に見られるように、彼らの家質は大半が享保一二年～元文二年の時期に集中していること、それ以前では坂田屋まつ・福嶋屋妙正・河内屋善右衛門の口入によつて借用しているだけで、いずれも正野家と他の面で何らかの関係を有している商人は見当らない。

(C)グループは第二一表の二名である。綿屋六兵衛の場合、家質貸と商人貸が同時に存在するけれども、商人貸は享保一二年で一〇年賦皆済となつているから享保初年以來借用してきたものであり、家質貸は一二年から大和屋吉右衛門

に對する口入分となつている。近江屋勘兵衛は一二年に商人貸をうけ、一五年八月返済とともに家質貸をうけている。彼は正野家とともに加藤家の仕送人であり、二代玄三の三男猪十郎が宝曆六年正月に近江屋太右衛門に養子縁組した時には、近江屋仁左衛門・布屋三右衛門と共にその世話をしている。

(D)グループは二名であるが、津の牛田権三郎とは享保一四年に手形米一四五六俵二斗(金額四〇〇兩)の取引があるが、日野屋甚右衛門は享保一六年には買米を命ぜられ、宝曆一年には御用金五〇〇兩を指定された日野出身の間屋である。^④

(E)グループは第二二表の三名である。柏屋治兵衛に對する商人貸は、享保一五年に「紙代指引」によつて約五貫匁に減少したのを始め、たびたび紙代と差引されているから彼は紙問屋であつたろう。小西弥左衛門は先述した。近江屋太右衛門については、享保一〇・一一年の家質貸の中には総計二九貫五〇〇匁の他商人に對する口入分が含まれ、彼はまた玄三持屋敷の売買・店借人の世話をしていた。宝曆六年には正野家と縁組するまでに至つているが、近江屋

儀兵衛を別家ないし分家にもつかかなり有力な商人であつたと思われるが、元文二年からは多額の質物貸をうけている。とくに注目すべきは、正野家との取引の増大で同家商業経営中の総額を占める比率は、元文六年七三%となつてゐる。しかも委託販売品額は同年実に八四貫の多きに上つてゐた。

以上要するに正野家は享保・元文期、その取引先を固定し、近江屋勘兵衛・小西弥左衛門・柏屋治兵衛・日野屋甚右衛門・近江屋太右衛門らに取引が集中されるに到つたと、とりわけ近江屋太右衛門は、事実上正野の代理店の役割を果し、これを通じて大坂商人と接触したことは一つの傾向を示してゐた。しかもこれらは、単なる取引関係のみではなく、貸借関係をもち、それも家屋を担保とする家質貸の形態をとつてゐることを注目すべきであらう。

要するに享保・元文期正野家の経営については、貸付面の不況から商業経営面を重視しそれに経営の重心をおいてゐるようであるが、しかもそれは正野家本来の製薬業を中心にすえそれに付随した薬種・高級織物を取扱つたものであつた。このことは元禄段階とは異つて、正野家が変貌しつつ時代相に対応してゐたことを示してゐる。封建的危機

の深化は、領主財政の窮乏となり、正野家は結局御用貸を余儀なくされて資本の焦付きを招き、また市況の不安定と動揺が商人層の分化をもたらしたため商人貸も困難となつたことをよみとりうる。しかも漸く整備された流通機構の中で、正野家は特定の商人との関係を集中させていつた。

近江屋太右衛門その他、同郷人・姻戚関係などを通じて密接な関係を結んでゐるのは、それが必ずしも商業面での取引によるものではないが、その中に当時の流通機構において、当然生じたとみうる取引関係の固定、流通網の整備を見出しうるであらう。

① 享保一七年と推定する正野家宛近江屋勘兵衛書状並に勘兵衛宛水口家臣書状によれば、三月より六ヶ月間に一九五〇兩が江戸屋敷へ、また一五〇兩が水口へ勘兵衛の手で送られてゐる。

② 「仕上帳」には、前掲二二頁の文の如く、大名貸に対する玄三の意見が記されてゐる。

③ 両者はいずれも宝暦一一年御用金三千兩の指定をうけてゐる大坂商人である（『大阪市史』第五卷八三九頁）。

④ 第一期より正野家は伊勢桑名・津で米を買つてゐる。

⑤ 『大阪市史』第五卷七九一・八三七頁）。

むすび

以上正野家の経営について紹介を行つてきた。新興商人たる正野家は、「元禄期」小市場の成立を条件として抬頭し、衣料・腕類を含む大衆的商品をもつて北陸・関東に商戦を行つていた。かかる遠隔地商業は流通機構の未熟と相俟つて動揺を避けえなかつたが、宝永初年以降は、大衆的商品を切捨て、薬種・高級織物を中心とし、三都に基礎をおく紛れもない遠隔地間流通機構のトレーガーとなつた。

享保年間に入つて、正野家は問屋資本・貸付資本として確立したが、そこでは大坂を中心とする全国市場の形成・流通機構の整備、問屋商業の発展が背景となつていた。しかも封建的危機の深化は、その貸付機能を痲痺させたため、正野家は、問屋資本としての機能を強化し、その流通機構を再編し、特定の商人との取引関係を強化し、事実上の支店をもつことによつて危機をのりこえようとするのであつた。

以上本稿では、正野家に所蔵される帳簿類を通じて、元禄・享保期の経営の動向を分析した。かかる経営を全般的な社会経済的諸条件の下で捉えることは、今後の残された

課題である。^①

① 例えば日野商人は、商人仲間を形成し、その商権は、幕府評定所により保護されていたが、これらの条件は触れていない。補註 正野家売薬業の実態については、当時の諸帳簿では判明しない。若干判明する限りで略記すると自家で万病感応丸などを製造し、各地に売捌いたが、早くより特約店を設けたが、それは安政三年には奥州から四国に至る間一七五軒に及んでおり、中期には伴伝兵衛にも取引があり、西川伝兵衛を通じて松前にも売捌いた。従つて各地に進出した近江商人にも依託販売したものであろう。

追記 この論文は、昨年二月末、若くして逝つた西川嘉男君の卒業論文である。これが彼自身の手により、改稿され発表される日を期待していたが、遂に望み得ないこととなつた。遺稿であることと、卒業論文のもつ制約もあつて、公表には色々迷つたが、結局、その後の採訪史料による最低限度の補訂を行うに止め、他は若干の加除を加えたにすぎない。彼の死後、既に一年除、かつて故人と採訪を共にした機縁から、整理の責めを負つたが、遅々として進まず、今日に到つた。拙い加筆が、原文の姿を損ねたことを痛く怖れるが、しかもこの論文から、一近江商人の経営とともに故人のかけた情熱と、豊かに聞く筈であつた才能を惜愛して頂けるならば、これに勝る喜びはない。

末筆ではあるが、貴重な史料を披見、貸与され、研究の便宜をはかつて下さつた日野町正野玄三氏に対して、厚く御礼を申しあげたいと思う。

(一九五九年七月 脇田 修)

元禄・享保期における前期的資本の動向 附表

第一表 元 金 表 (仕上帳より)

創業当初	金	銀		宝永	金	法橋敏任 心になる	製菓中
貞享 1	32.2	172匁 8分		2	1198.0		
2	83.2	10匁	銀金20兩入ル	3	1477.1		
3	126.2	10.5		4	1944.1		
4	118.1	10.5		7	2254.0		
元禄 1	139.0	7.7		正徳 1	3132.0		
2	229.2	21.1		2	3150.0		
3	309.3			4	4903.1		
4	448.1			5	6126.0		
5	530.2			享保 1	7551.0		
6	593.1		京医名護屋丹水門 に入る	2	8896.0		
7	613.0			3	5042.0	新金勘定に改む	
8	615.2			4	5634.0		
9	678.2			5	6527.0		
10	720.3			6	6755.0		
11	733.1			7	6400.0		
12	722.0			8	7184.0		
13	693.0			9	7900.0	妙知焼	
14	694.2		製菓業開始	10	8271.0		
15	652.3			11	7430.0		
16	640.0			12	7580.0		
宝永 1	833.0			13	8119.0		

第二表 売買勘定内訳 (栗田三郎兵衛分)

	販売高		棚卸高		計		仕入高	前年度棚卸高		計		損益	
	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田		全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田
元禄	100.1	100.1	2.1	5.3	11.3	106.0	13.4	74.2	5.3	74.2	1.12	31.22	5.28
11	165.32	165.32	5.4	4.1	3.3	170.1	1.7	173.3	11.3	179.3	1.0	9.12	6.3
12	185.2	185.2	2.36	7.1	—	192.3	2.46	141.12	4.1	145.3	2.25	47.0	0.21
13	172.3	172.3	4.26	11.0	12.0	184.0	2.26	141.3	7.1	149.0	3.05	34.32	6.21
14	205.0	205.0	2.58	12.1	2.0	217.1	4.58	160.1	11.0	171.2	1.63	45.3	2.95
15									12.1	85.32	2.83	0.12	2.52
16													
宝永	181.2	181.2	5.2	6.1	7.1	188.02	5.2	75.1	6.1	165.2	0.09	22.22	5.11
1	238.1	238.1	1.7	8.0	—	246.1	1.7	183.3	6.22	190.12	5.55	55.3	3.15
2													
3													
4							3.38	237.02	8.0	245.02	4.69	74.12	5.69

註① 『歳々等用帳』より ② 銀56匁替 ③ 「仕入かし」 「盛り金」に対する利息は除く
 ④ 売高＝「盛り金」十掛高一前年度掛高 ⑤ 元禄11年は初年度であるから前年度掛高・棚卸高共に零
 ⑥ 元禄16年・宝永4年は棚卸高と掛高が一つになつてゐるため、これに「盛り金」を加えて掛高を除き、売高・棚卸高の合計とする。

第三表 (栗田分)

	掛残高		百分比		送金高		百分比		計		入		出		年末残高	
	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田	全 国	栗 田
元禄	63.32	63.32	1.85	63.7	36.12	0.25	36.3	100.1	2.1	37.0	4.05	74.2	1.12	(-)37.12	4.07	
11	107.0	107.0	6.3	46.6	122.3	0.95	53.4	229.32	0.25	125.1	3.75	211.1	0.77	(-)85.32	4.02	
12	119.32	119.32	6.0	41.1	172.22	2.66	58.9	292.22	1.66	175.3	11.06	227.0	2.97	(-)51.0	5.96	
13	107.0	107.0	1.2	36.5	185.3	2.06	63.5	292.3	3.26	192.0	5.52	192.32	2.01	(-)0.3	3.49	
14	170.32	170.32	—	54.8	141.02	3.78	45.2	312.0	3.78	145.12	3.63	153.12	0.12	(-)17.32	3.49	
15										110.1	4.8	91.2	4.37	(+)18.3	0.43	
16										87.0	4.93	75.1	4.28	(+)11.3	0.65	
宝永	157.12	157.12	3.2	69.8	68.02	1.0	30.2	225.2	4.2	219.22	5.7	159.0	6.99	(+)60.2	5.71	
1	136.22	136.22	—	40.3	202.12	1.4	59.7	339.0	1.4	306.12	0.56	183.3	5.55	(+)122.2	2.01	
2	135.3	135.3	—	36.2	239.02	1.7	63.8	374.32	1.7	439.32	5.39	237.02	4.69	(+)202.3	7.0	
3																
4																

第四表 売買勘定内訳 (石井加兵衛分)

	股 充 高		棚 卸 高		計		仕 入 高		前年度棚卸高		計		損 益	
	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数
元禄 12	61.0	3,93	7.02	5.8	68.1	2,73	47.0	0.95	0	5.8	47.0	0.95	21.1	1,78
13	91.2	4.17	10.1	1.9	101.3	6.07	65.2	0.5	7.02	5.8	72.22	6.3	29.0	6,77
14	64.32	4.42	9.32	1.9	74.3	4.42	56.1	4.8	10.1	1.9	66.2	6.7	8.02	4,72
15	82.22	6.85	19.3	2.3	102.2	2.15	52.1	3.47	9.32	—	62.02	3.47	40.1	5,68
16					78.3	6.15	47.1	6.55	19.3	2.3	67.02	1.85	11.22	4.3
宝永 1	86.22	3.73	8.22	3.0	92.22	3.73	18.1	4.15	8.22	3.0	62.22	6.28	29.32	4,45
2	108.12	0.8	4.0	—	112.12	0.8	54.0	3.28	6.0	6.0	75.3	5.94	36.2	1,86
3	87.22	3.2	8.02	—	95.3	3.2	69.3	5.94	4.0	—	71.32	5.15	23.3	5,05
4					107.02	6.0	67.32	5.15	8.02	—	70.22	5.6	36.2	0.4
5	103.0	6.0	4.02	—			62.2	5.6						

註①②③④は第1表と同様 同様に元禄12年は初年度に当る。

第五表 (石井分)

	掛 残 高		送 金 高		計		入 金		出 金		年 末 残 高	
	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数
元禄 12	60.3	143,4.0	65.12	1.1	61.0	3,93	0	1.84	47.0	0.95	47.0	0.95
13	87.1	—	51.2	51.9	152.22	1.1	66.2	112.2	1.9	—	46.0	0.06
14	73.02	—	79.0	4.42	152.02	4.42	80.22	13,72	102.1	0.86	21.12	1.14
15	106.1	2.1	49.2	4.75	155.3	6.85	50.1	5,45	73.22	4.61	23.1	6.16
16			66.22	1.25			67.22	6,87	47.1	6.55	20.12	0.32
宝永 1	70.32	6.1	63.12	—	134.1	6.1	83.3	0.32	18.1	4.15	65.12	3.17
2	99.02	—	58.2	2.83	157.22	2.83	175.02	3.5	54.0	3.28	76.02	0.22
3	109.32	—	52.9	0.8	207.2	0.8	175.32	2,72	69.3	5.94	106.0	3.78
4	93.2	6.0	47.5	4.2	197.2	3.2	210.0	0.98	67.32	5.15	182.0	2,83
5	108.2	—	88.02	5.0	196.22	5.0	272.12	7.33	62.2	5.6	209.32	1.73

註① 表の性格は第2表と同じである。
 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽

第七表 仕入費内容 (石井分)

	大	坂	京	都	枕		柴	紙		前年度貸越		合	
					金額	銀券		金額	銀券	金額	銀券	金額	銀券
元禄	金額 36.1	銀券 6.7	金額 1.2	銀券 22.05	金額 10.3	銀券 9.8	金額 —	金額 —	金額 —	金額 —	金額 —	金額 55.0	金額 13.54
12	51.0	21.8			11.2	15.3			—	—	—	140.2	10.0
13	52.1	14.7			8.2	13.35			—	—	—	159.3	13.0
14	44.1	22.65			6.1	14.39			—	—	—	164.0	1.9
15	39.12	4.5	1.02	5.3	7.1	4.1	0.22	5.7	—	—	—	171.1	5.9
16		10.1	18.93		8.0	5.97	1.2	7.1	—	—	—	140.1	3.15
宝永	金額 35.12	銀券 9.08	金額 5.02	銀券 3.2	金額 13.12	銀券 4.1	金額 2.12	金額 —	金額 —	金額 —	金額 —	金額 137.2	金額 0.68
1	52.12	6.35	3.3	13.14	7.1	24.36	4.2	2.2	—	—	—	181.0	16.14
2		53.32	10.34		14.32	17.65	5.3	1.7	—	—	—	182.3	3.15
3	46.12	4.3							—	—	—	170.3	8.0
4													
5													
紀州	金額 5.1	銀券 14.68	金額 4.1	銀券 2.69	金額 1.2	銀券 10.9	金額 54.1	金額 55.54	金額 68.1	金額 7.85	金額 —	金額 140.2	金額 10.0
元禄			5.3	11.35	2.2	37.1	70.3	86.15	97.2	1.9	—	159.3	13.0
12					1.0	6.1	61.3	39.1	—	—	—	164.0	1.9
13					1.0	10.25	59.32	64.9	103.0	—	—	171.1	5.9
14					1.0	36.55	50.1	57.55	126.0	4.4	—	140.1	3.15
15					1.0	6.25	21.1	31.15	118.2	—	—	137.2	0.68
16					1.2	11.2	57.3	27.58	79.22	1.1	—	181.0	16.14
宝永			12.3	9.2	2.02	6.25	75.2	37.14	105.02	—	—	182.3	3.15
1					1.0	22.75	67.32	59.15	113.32	—	—	170.3	8.0
2					1.2	9.35	68.2	37.0	101.22	6.0	—		
3													
4													
5													

第一〇表 資産産表（享保17年大晦日現在）

	貸付			金		掛	残高	商品	勘定高	土地建物	合計
	御用貸	商人貸	家賃貸	その他	小計						
金額	1317.0 ^圓	113.0	—	180.0	1610.0	600.0	42,071.0	1453.3	100.0	金 8893.32 ^圓	
銀	2.96	29,176.35	107,500.00	100.0	136,779.31	—	19,677.8	72,000.00	銀 4.13 ^圓		
百分比	14.9	6.9	20.0	2.3	44.1	6.1	8.0	20.1	14.9	100.0	

註① ④現金残高が不明であること。⑤大晦日帳掛高・「葉種蔵・元蔵・表見世ニ有物」（以下「有物」と略す）高が17年2月25日付の譲り状によつてゐるために、大晦日現在とは若干のずれを生ずるのであること、⑥土地・建物を京・大坂持屋敷に限つたこと、これらの理由からして絶対値では不正確さを免れない。けれども、これによつて資産構成をみるという目的には十分である。

- ② 銀相場59匁
- ③ これらはずべて年末の残高であつて、年間総額ではない。

第一一表 享保14年分持屋敷

所在地	見取価格	間口・奥行		役数	備考	所在地	見取価格	間口・奥行		役数	備考
		(間)	(間)					(間)	(間)		
大坂道修町2丁目	50,000.0 ^圓	10×20	5ツ			大坂天満越後町	15,000.0 ^圓	15×30	6ツ		表町裏町二屋敷也
〃 天満今井町	16,000.0	20×20	6ツ			〃 讃岐屋町	7,000.0	7×20	2ツ		也 錦屋六兵衛名代
〃 天満南森町	8,000.0	14余×15	2ツ			〃 内本町	10,000.0	7×20	1ツ		

「金銀指引標」による。但し、間口・奥行並に備考欄は若干、10・11年の「金銀指引標」で補足した。

第一二表 経営内容の変遷

御 用 貨	百分 比	指 数	商人に對する貸付金				商業經營關係		京・大阪持株會		その他貸付		合 計 貸 付 金				
			商 人	貸 付	零 額	計	商 業 經 營 關 係	京・大 阪 持 株 會	其 他 貸 付	合 計 (換金率)							
			百分 比	指 数	百分 比	指 数	百分 比	指 数	百分 比	指 数	百分 比	指 数					
厚保10	9.5	100	850.0	36.1	100	81,500.0	19.3	850.0	55.4	23,434.99	6.7	100	24.2	297.0	4.2	7,040.22	231.1
	667.1															5.65	
11	16.1	194	400.0	31.8	101	81,500.0	16.9	400.0	43.7	20,617.37	4.2	73132,000.0	27.3	263.2	3.7	8051.22	58.1
	1293.0															6.96	1.09
	11.38																
12	16.9	178	150.0	25.1	109	89,000.0	21.1	150.0	46.2	22,088.57	5.2	78124,500.0	29.5	157.0	2.2	7039.22	56.0
	1191.0															2.66	5.21
	1472.1																
14	18.0	221	113.0	22.3	71	94,200.0	19.5	113.0	41.8	20.0	12.5	213120,500.0	25.8	177.0	1.9	8053.12	231.0
	1472.1															3.31	8.57
	24.0																
17	20.3	194	113.0	9.3	132	107,500.0	28.0	113.0	37.3	74,224.4	19.3	100.0	20.3	180.0	2.8	6502.02	135.3
	1317.0															4.33	11.5
	2.96																
18	24.5	241	107.2	8.2	132	133,329.9	27.2	107.2	35.4	74,858.66	19.0	100.0	19.8	92.0	1.3	6687.10	287.3
	1637.0															6.78	17.73
	9.47																
20	32.1	342	104.1	7.0	150	147,324.65	27.8	104.1	34.8	399.3	14.4	35.0	16.8	100.0	1.9	7475.30	78.0
	2395.3															0.05	16.23
	26.95																
元文 2	29.1	222	104.1	13.4 (14)	34	97,824.65 (16.4)	9.2	104.1	22.6	57,246.13	12.5	650.0	35.3	52.2	0.5	8642.10	132.0
	2511.1															2.48	24.7
	16.95																
4	39.8	288	104.1	16.0 (11)				104.1	16.0	101,557.04	23.3	650.0	20.3	48.3	0.6	7422.22	529.0
	950.3															2.56	24.05
	16.95																
6	44.0	359	100.0	12.7 (8)	37	103,000.0 (12.6)	8.9	100.0	21.6	166,357.62	33.0			123.0	1.4	8603.2	491.2
	3783.3															2.45	11.6
	14.38																

第一三表 商人貸利息収入の状況

貸付金	利息受取高	年間平均利率		貸付金	利息受取高	年間平均利率	
		年	利			年	利
10 880.0	101,653.16	79.22%	8.7%	18 107.2	25,832.9	1,285.60	3.9%
11 400.0	129,566.53	40.0	6.1	20 104.1	24,824.65	1,769.0	5.7%
12 150.0	96,901.68	15.0	6.4	2 104.1	55,824.65	1,186.0	1.9%
14 113.0	101,105.57		7.5	4 104.1	63,324.65	804.0	1.1%
17 113.0	29,176.35		3.8	6 100.0	58,000.0	804.0	1.3%

「金銀指引帳」 「玄三堂什物帳」より作成（大晦日現在）

第一四表 家賃貸利足収入例作成

地名	借主名	貸付高	利足	備	考	地主	借主名	貸付高	利足	備	考
堂嶋	近江屋太右衛門口入	37,500.0	3,600.0	12ヶ月分(享保10年)		鴻池妙正		10,000.0	660.0	12ヶ月分(享保15・6年)	
北津村	河内屋善右衛門	8,500.0	612.0	"	(「15・6年」)	近江屋勘兵衛		16,000.0	1,152.0	"	"
京橋	近江屋喜兵衛	8,000.0	576.0	"	"	吉野屋庄三郎		40,000.0	2,976.0	"	"
	は里藩や			"	"	曾根嶋新地 綱千屋九郎左衛門		9,000.0	648.0	"	(「19年」)

註 「金銀指引帳」 「玄三堂什物帳」並に享保17年の「伯由江取立渡又銀凡ノ如此ニ候」とある文書から作製した。

第一五表 家賃収入例

屋敷地名	見取価格	家賃収入	備	考	屋敷地名	見取価格	家賃収入	備	考
大阪 堂嶋2丁目渡屋敷	30,000.0	2,300.0	12ヶ月分(享保15・6年)	"	" 道修町屋敷	35,000.0	2,104.86	間口10間・裏行20間	(元文3年)
" 内本町屋敷	7,000.0	800.0	裏口7間	"	同	50,000.0	3,625.42	文銀勘定	

第一六表 商業経営内容の変遷

	過 上		貸		立 合		代 物		預 ケ		代 物		合 計
	金 額	高 低	%	指 数	金 額	高 低	%	指 数	金 額	高 低	%	指 数	
享保10	28,434,99		100	100									28,434,99
11	19,917.37		96.6	70		700.0		3.4		700.0		3.2	20,617.37
12	21,388.50		96.8	75		700.0		3.2		700.0		3.2	22,088.50
14	200.0		76.0	162		14,523.1		24.0		14,523.1		24.0	200.0
17			43.3	113									
18			30,836.96	41.2									
20	368.3		4,984.22	42.1		31.0		3.0		58.2		3.0	399.3
元文 2			38,877.13	67.9				8.5		4,860.0		8.5	57,246.13
4			38,829.54	35.3				56.1		57,015.7		56.1	101,557.04
6			49,736.35	30.0				70.0		116,621.27		70.0	166,357.62

第一七表 水口加藤家に対する御用金貸付状況

	貸付総額	年内返済高	大晦日現在残金	利足受取高	年 間 利 廻 率	備 考	註
	金 額	金 額	金 額	金 額	%		
享保 10	750.0	200.0	550.0	71.1	13.0		
11	1000.0	0	1000.0	146.3	14.7		
12	950.0	150.0	800.0	153.0	19.1		
14	1050.0	0	1050.0	187.2	17.9		
17	1315.2	118.3	1196.22	147.0	12.3		
18	1596.2	206.2	1390.0	141.3	10.2		
20	1936.2	0	1936.2	81.1	4.2		
元文 2	3075.0	1025.0	2050.0	256.1	12.5		
4	3775.0	1300.0	2475.0	325.1	13.2		
6	3294.0	0	3294.0	0			

1. 「金銀指引引騰」「文三整付物帳」による。利息収入だけは「毎歳御歳米指引引騰」に記載があつた。
 2. 利廻率は総利息収入高を年末残高で除し、これを百倍したものである。
 3. 享保20年の利息は、実際には21年末に一括支出が行われていたが、一応20年の分だけ算出してみた。

第一八表 武嶋三十郎宛貸付状況

	出		繰越分	入金 物受	金 米 金	差 額	利息計上高		利息受取高		利息滞納累計		払戻高	
	貸付元金	金					金	金	金	金	金	金	金	金
3	190.0			174.2	14.0	(-)15.1	1.0	21.2	5.7	46.2	4.66	21.2	5.2	
4	119.12	1.3	15.1	204.3	236.0	70.02	0.93	24.32	509.0	46.2	4.66	0	5.2	23.2
5	191.0		0	222.2	14.7	31.2	14.7	31.2	13.5	31.2	13.5	0		1.2
6	184.32		0	265.1	9.05	80.12	9.05	34.12	17.05	34.12	17.05	0		45.3
7	170.0		0	179.2	8.12	9.2	8.12	29.1	3.94	9.2	8.12	19.22	3.32	
8	150.0	4.18	0	152.3	1.18	2.22	4.5	32.2	35.51	2.22	4.5	50.0	4.33	
9	140.0		0	110.0	9.3	(-)29.3	5.7	37.02	2.18			87.02	6.51	
10	122.1	1.68	29.3	144.3	6.9	(-)7.1	0.48	42.2	3.71	10.0	7.1	129.3	2.72	
11	100.0		7.1	117.1	7.58	10.0	7.1	41.32	2.25	10.0	7.1	161.2	5.37	
12	150.0		0	136.2	10.81	(-)13.12	2.86	56.1	5.43			217.32	3.3	
13	100.0		13.12	126.1	10.81	13.0	0.45	48.1	1.04	13.0	0.45	253.02	3.89	
14	100.0		0	109.3	18.53	9.3	18.53	55.1	1.25	10.0	3.53	298.12	1.61	
15	100.0		0	89.1	22.04	(-)10.12	0.46	19.0	3.0			317.12	4.61	
16	100.0		10.12	145.0	10.9	34.3	2.94	26.2	5.18	34.3	2.94	309.02	6.88	
17	145.2	12.4	0	259.0	21.66	114.0	9.26	38.2	28.58	49.2	9.26	298.2	3.67	
18	135.2		0	151.2	13.37	16.0	13.37	21.0	7.95	16.0	13.37	303.12	5.75	

註 若干脱漏有，なお草保11年より，翌年度分は前年11月12月中に渡す。
「毎歳御歳米指引票」より作成

第一九表 Aグループ (商人貸)

	真 井筒屋久兵衛	中 村 勘 兵 衛	十一 四 郎	谷 口内匠	大坂 近江屋儀兵衛	吉 野 屋 七 兵 衛	日 野屋九兵衛
享保 10	3000.0 金	300.0 兩	18,231.75 金	5,000.0 金	2154.0 金	400.0 兩	5,000.0 金
11	3000.0	15,000.0	11,272.15	5,000.0	2154.0	43,614.16 金	5,000.0
12	3000.0	100.0	32,000.0	5,000.0	2154.0		5,000.0
14	3000.0	113.0	12,323.9	7,832.67			5,000.0
17	3000.0	113.0	7,323.9	8,500.0			5,000.0
18	3000.0	107.2	6,323.9	8,500.0			5,000.0
20	3000.0	104.1	5,823.9	8,500.0			5,000.0
元文 2	4000.0	104.1	2,323.9	8,500.0			5,000.0
4	4000.0	104.1					5,000.0
6	4000.0	100.0					5,000.0

第二〇表 Bグループ (家賃貸)

	河内屋普右衛門 近江屋淳兵衛	坂田屋まづ	福嶋屋妙正 (鴻池)	吉野屋 庄三郎	川崎屋妙栄	近江屋 九左衛門	円屋普兵衛	井筒屋ささ	井筒屋 市兵衛	綱子屋門 九郎左衛門
享保 12	8,000.0 金	10,000.0	9,000.0	20,000.0	12,000.0	16,000.0	6,200.0	7,000.0	6,500.0	
14	8,500.0		10,000.0	40,000.0		16,000.0				9,000.0
17	8,500.0		10,000.0	40,000.0		16,000.0				9,000.0
18	8,500.0		10,000.0	50,000.0		16,000.0				9,000.0
20	8,500.0		10,000.0			8,000.0				9,000.0
元文 2			10,000.0							

享保10, 11年元文4, 6年なし

第二一表 C・Dゲループ

	縮 屋 六 兵 衛		近 江 屋 勘 兵 衛		牛 田 權 三 郎		日 野 屋 甚 左 衛 門	
	商 人 貨	家 質	商 人 貨	家 質	過 上 貨	過 上 貨	預 立	代 物 立 合 代 物
享保 10	金 50	26,978.5	15,000	16,000	200	7,424.04	5,948.5	
11		21,566.62	15,000	16,000		6,061.56	7,211.0	
12		21,084.28		16,000		4,972.32	11,373.7	
14				16,000				
17				16,000				
18				16,000				
20				16,000				
元文 2						11,235.51	19,207.6	
4						5,417.19	32,717.39	
6								

第二二表 Eゲループ

	近 江 屋 大 右 衛 門				柏 屋 治 兵 衛			小 西 弥 左 衛 門		
	商 人 貨	家 質	過 上 貨	西 代 物	商 人 貨	過 上 貨	商 人 貨	過 上 貨	西 代 物	
享保 10	金 100.0	5,000.0	28,434.99	20,661.80	6,000.0	4,693.65	15,000	1,460.0		
11		66,500.0	19,917.37	26,265.30	800.0	2,000.0	12,500	7,223.07		
12	50.0	1,000.0	19,928.50	23,575.50	8,430.3	2,000.0	8,000	10,715.44		
14		24,000.0	26,707.07	18,369.00	1,019.78	4,000.0		9,749.44		
17			14,013.92	20,661.80				10,715.44	15,460.7	
18			15,025.96	26,265.30				9,749.44	10,545.4	
20			11.9	23,575.50						
元文 2		28,500	38,877.13	18,369.00	4,000.0	4,693.65		1,728.97		
4		43,500	18,171.41	46,519.90	4,000.0	5,070.05				
6		45,000	39,249.11	83,903.88	4,000.0					

(西川) 向動の本資短期の保費・元金

When one turns his eyes to the international circumstances of the Empire in the fourth century, he must accept the former stand. When we think over the fact that Nicomedia, Tesaronica, and Sirumium in that time became the capital in turn for their political, military, and geographical importance, but could not become 'Eternal City' or 'the Second Rome', we feel keenly the necessity of the further religious investigation.

Then, taking on the second stand, first of all we are going to study the problem within the Roman history, and come to the construction of the new capital as a christian world city against the pagan city of Rome.

Trend of the Early Capitalism in the Period of
Genroku-Kyoho (元禄・享保) —Case
of *Genzô Shôno* in *Hino* (日野) of *Omi* (近江) —
by
Yoshio Nishikawa

We have many studies on the circulating process in the *Edo* era. This article will clear up the trend of the early capitalism through analysing the management of *G. Shôno* (正野玄三), an *Ômi* (近江) merchant. The *Shônos* (正野家), who were an originator of the *Hino* (日野) nostrum, and so on, were one of the most wealthy merchants here, their foundation being constructed by *Genzô* (玄三) the First. He was a typical *Ômi* (近江) merchant then in growth who was operating among the formation of national market about half a century from *Jyôkyo* (貞享) to *Kyôho* (享保) or so-called 'the *Genroku* (元禄) era'. His commercial operation, began with carrying popular articles down to *Shin'etsu* (信越) or *Kantô* (関東), later grew the putting-out capital into *Kyôto* (京都) or *Ôsaka* (大坂), confining his operation within rape-seeds and imported high-class textiles. That is, in the earlier period he grew up by the development of the commodity economy for peasantry on the basis of the eastern-lake district in *Ômi* (近江), and interested in the circulation of commodities among the three cities (*Edo*, *Kyoto*, and *Ôsaka*) or small markets, after his frequent restlessness he became a carrier of the far-off circulating organization since the *Hôei* (宝永) period, through the process of which we intend to examine the trend of the early capital in *Genroku-Kyoho* (元保・享保) period.